

国民スポーツ大会埼玉県代表選手等に関する行動規範

令和8年4月22日
公益財団法人埼玉県スポーツ協会

公益財団法人埼玉県スポーツ協会（以下「本会」という。）は、国民スポーツ大会（関東ブロック大会及び県予選会を含む）に出場する競技者及び監督・スタッフ（以下「県代表選手等」という。）に対して、県代表選手等が遵守すべき基本的な行動規範を定めるものである。

1 県代表選手等としての責務

県代表選手等の一人ひとりが埼玉県を代表しているという高い意識を持ち、大会期間中はもとより、日々の行動において、法令や社会のモラルに則り、スポーツを愛する競技者として、社会的良識と品位、規律ある行動をとる責務を負っていることを理解する。

2 県代表選手等としての規範

- （1）県代表選手等は、スポーツマンシップに則った行動、発言を心がけ、常に相手チームの選手及びスタッフ、審判や各競技関係者に敬意を払い、ルールを尊重して、最高のパフォーマンスを発揮できるようベストを尽くす。
- （2）競技者は、自らの責任においてけがや病気への自己管理を徹底する。また、監督・スタッフは、選手ファーストの観点に立ち、けがや病気、熱中症等を予防し、雷や豪雨・降雪等の自然環境や施設状況等にも十分注意し、競技者を取り巻く環境を整える。
- （3）県代表選手等が試合等に参加する際は、本行動規範及び競技団体等が定める規律・時間等を遵守し、指定されたルール（身だしなみ、ユニフォーム等）を厳守する。

3 ハラスメント・暴力行為・差別の排除、ドーピング行為等の禁止

- （1）各人の立場を利用した体罰や暴力、ハラスメント（いわゆる、セクハラ、パワハラ、モラハラを含むが、これらに限らない）を行ってはならない。
- （2）社会生活や競技活動を問わず、人種、性別、信条、宗教、身体上のハンディキャップ等を理由とした差別は行わず、人権を尊重する。
- （3）アンチ・ドーピング、禁止薬物に関する理解を深め、自らの責任において違法行為は絶対に行わない。
- （4）ソーシャルメディア（SNS：X（旧 Twitter）・YouTube・インスタグラム・LINE 等）の利活用は、法令を遵守し、公共性・公平性・正確性・品位を保ち、適正に運用する。

4 違反に対する処分

県代表選手等が、この行動規範に違反することが認められた場合には、本会並びに各競技団体が定める諸規程により、適正に処分を行うものとする。